

# 焼津市 家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準を定める条例（骨子案）

## 【条例（骨子案）構成】

- 第1章 総則（第1条－第21条）
- 第2章 家庭的保育事業（第22条－第26条）
- 第3章 小規模保育事業
  - 第1節 通則（第27条）
  - 第2節 小規模保育事業A型（第28条－第30条）
  - 第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）
  - 第4節 小規模保育事業C型（第33条－第36条）
- 第4章 居宅訪問型保育事業（第37条－第41条）
- 第5章 事業所内保育事業（第42条－第48条）
- 第6章 雑則（第49条）
- 附則

（従う：従うべき基準 参酌：参酌すべき基準）

省令における条項	この条例案における条項	内容	基準の種類	本市の考え方	従うべき基準の根拠省令
<b>第1章 総則</b>					
第1条	第1条	趣旨	参酌	国基準のとおり	
第2条	第2条	最低基準の目的	参酌	国基準のとおり	
第3条	第3条	最低基準の向上	参酌	国基準のとおり	
第4条	第4条	最低基準と家庭的保育事業所等	参酌	国基準のとおり	
第5条	第5条	家庭的保育事業者等の一般原則	参酌	国基準のとおり	
第6条	第6条	保育所等との連携	従う	国基準のとおり	第1条第1項第2号
第7条	第7条	家庭的保育事業者等と非常災害	参酌	国基準のとおり	
第8条	第8条	家庭的保育事業所等における職員の一般的要件	参酌	国基準のとおり	
第9条	第9条	家庭的保育事業所等の職員の知識及び技能の向上等	参酌	国基準のとおり	
第10条 本文	第10条 本文	他の社会福祉施設と併置するときの設備及び職員の基準	参酌	国基準のとおり	
第10条 ただし書	第10条 ただし書	他の社会福祉施設と併置するときの設備及び職員の基準（保育室等及び保育に直接従事する職員の兼用・兼務に関する部分に	従う	国基準のとおり	第1条第1項第1号

		限る)			
第 11 条	第 11 条	利用者を平等に取り扱う原則	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 2 号
第 12 条	第 12 条	虐待等の禁止	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 2 号
第 13 条	第 13 条	懲戒に係る権限の濫用禁止	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 2 号
第 14 条	第 14 条	衛生管理等	参酌	国基準のとおり	
第 15 条	第 15 条	食事	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 2 号
第 16 条	第 16 条	食事の提供の特例	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 2 号
第 17 条	第 17 条	利用者及び職員の健康診断	参酌	国基準のとおり	
第 18 条	第 18 条	家庭的保育事業所等内部の規程	参酌	国基準のとおり	
第 19 条	第 19 条	家庭的保育事業所等に備える帳簿	参酌	国基準のとおり	
第 20 条	第 20 条	秘密保持等	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 2 号
第 21 条	第 21 条	苦情への対応	参酌	国基準のとおり	
<b>第 2 章 家庭的保育事業</b>					
第 22 条	第 22 条	設備の基準	参酌	国基準のとおり	
第 22 条 (4)	第 22 条 (4)	設備の基準(調理設備に関する部分に限る)	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 2 号
第 23 条	第 23 条	職員	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 1 号
第 24 条	第 24 条	保育時間	参酌	国基準のとおり	
第 25 条	第 25 条	保育の内容	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 2 号
第 26 条	第 26 条	保護者との連絡	参酌	国基準のとおり	
<b>第 3 章 小規模保育事業</b>					
第 27 条	第 27 条	小規模保育事業の区分	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 2 号
<b>第 1 節 小規模保育事業所 A 型</b>					
第 28 条	第 28 条	設備の基準	参酌	国基準のとおり	
第 28 条 (1)、(4)	第 28 条 (1)、(4)	設備の基準(調理設備に関する部分に限る)	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 2 号
第 29 条	第 29 条	職員	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 1 号
第 30 条	第 30 条	保育時間、保育の内容、保護者との連絡に関する規定の準用	—	第 24～第 26 条の準用規定	
<b>第 2 節 小規模保育事業所 B 型</b>					

第 31 条	第 31 条	職員	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 1 号
第 32 条	第 32 条	準用	—	第 24～第 26 条及び第 28 条の準用規定	
<b>第 3 節 小規模保育事業所 C 型</b>					
第 33 条	第 33 条	設備の基準	参酌	国基準のとおり	
第 33 条 (1)、(4)	第 33 条 (1)、(4)	設備の基準(調理設備に関する部分に限る)	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 2 号
第 34 条	第 34 条	職員	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 1 号
第 35 条	第 35 条	利用定員	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 2 号
第 36 条	第 36 条	保育時間、保育の内容、保護者との連絡に関する規定の準用	—	第 24～第 26 条の準用規定	
<b>第 4 章 居宅訪問型保育事業</b>					
第 37 条	第 37 条	居宅訪問型保育事業	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 2 号
第 38 条	第 38 条	設備及び備品	参酌	国基準のとおり	
第 39 条	第 39 条	職員	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 1 号
第 40 条	第 40 条	居宅訪問型保育連携施設	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 2 号
第 41 条	第 41 条	保育時間、保育の内容、保護者との連絡に関する規定の準用	—	第 24～第 26 条の準用規定	
<b>第 5 章 事業所内保育事業</b>					
第 42 条	第 42 条	利用定員の設定	参酌	国基準のとおり	
第 43 条	第 43 条	設備の基準	参酌	国基準のとおり	
第 43 条 (1)、(5)	第 43 条 (1)、(5)	設備の基準(調理室に関する部分に限る)	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 2 号
第 44 条	第 44 条	職員	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 1 号
第 45 条	第 45 条	連携施設に関する特例	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 2 号
第 46 条	第 46 条	保育時間、保育の内容、保護者との連絡に関する規定の準用	—	第 24～第 26 条の準用規定	
第 47 条	第 47 条	小規模型事業所内保育事業所の職員	従う	国基準のとおり	第 1 条第 1 項第 1 号
第 48 条	第 48 条	保育時間、保育の内容、保護者との連絡、設備の基準に関する規定の準用	—	第 24～第 26 条及び第 28 条の準用規定	
<b>第 6 章 雑則</b>					
	第 49 条	委任	—	条例から規則への委任規定	

附則					
第1条	第1条	施行期日	—	省令と同様の施行期日の規定	
第2条	第2条	食事の提供の経過措置	従う	国基準のとおり	第1条第1項第2号
第3条	第3条	連携施設に関する経過措置	従う	国基準のとおり	第1条第1項第2号
第4条	第4条	小規模保育事業B型に関する経過措置	従う	国基準のとおり	第1条第1項第2号
第5条	第5条	利用定員に関する経過措置	従う	国基準のとおり	第1条第1項第2号

### 【焼津市の本条例制定等に関する考え方】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準については、国の省令に定める基準と異なるものとするべき地域の実情はないと見込まれるため、国の省令に定める基準に準じて、本市が条例等で制定する基準とします。

従うべき基準については、国の定める基準を遵守し、また、参酌すべき基準については国の定める基準を最低限守るべき基準としつつ、それを上回る努力を積み重ねていくという考え方とすることが妥当であると考えます。